

今回の意見交換のテーマ

令和2年2月21日(金)

国土交通省海事局

■ 内航海運暫定措置事業終了後の必要な取組について

- ✓ 暫定措置事業は、船腹調整事業終了に伴うソフトランディング策。収支相償った時点で終了するとされており、交付金の交付事業は既に終了（H27年度末）。
- ✓ 近年の内航船の建造状況や船員の充足状況を鑑みると、実需を伴わない船舶建造や新規参入者の急増による船腹過剰のリスクは低下していると考えられるところ。
- ✓ 船舶解撤時の“一時金”に頼らないビジネスモデルが求められる中、持続可能な内航海運に必要な施策としてどのようなものが考えられるか。
- ✓ 急激な景気変動時のセイフティネットをどのように考えておくべきか。船腹調整に係る制度まで廃止する必要はない、との意見があったがどのような見解か。

■ 内航海運暫定措置事業終了後の業界団体の役割

- ✓ 内航総連の説明も踏まえ、内航海運における目下の課題に対応するため、業界団体に求められる役割として、どのようなものが考えられるか。